

- 令和7年度 活動テーマ
LPガスの価値を高め、伝え、広めよう！
- 活動目標
- 1. 制度改正への真摯な取組の推進
- 2. 避難所へのGHP等の設置推進
- 3. LPガスのブランド力の向上
- 4. 災害対策マニュアルの整備
- 5. 支部活動の活性化の推進
- 6. 協会運営の在り方の見直し

愛媛県LPガス情報

発行所

愛媛県LPガス協会

〒790-0003 松山市三番町6丁目7-2
ラベルダムビル4階

TEL 089-947-4744
FAX 089-947-8499
x-11 info@ehime-lpg.or.jp

就任ごあいさつ



愛媛県
県民環境部防災局
消防防災安全課
課長 宮崎 智彦

このたびの人事異動により、久万高原警察署から参りました、愛媛県県民環境部防災局消防防災安全課長の吉田でございます。LPガスの保安行政について皆様のお力添えをいただきながら、業務を的確に遂行してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

平素から、貴協会におかれましては、LPガスの事故防止や安全確保に係る各種施策の推進をはじめ、県民の快適な暮らしの実現と安全・安心の確保に多大なる御貢献をいただいております。

ますことに、厚くお礼申し上げます。また、県政の各般にわたり、格別の御理解と御協力を賜っておりますことに対し、重ねて感謝申し上げます。

愛媛県におきましては、LPガスは県民生活や産業活動に欠かすことのできない重要なエネルギー源として広く利用されております。特に、災害時においては、その強靱性と自立分散型エネルギーとしての特性から、地域を支えるエネルギーとして改めて大きな期待が寄せられております。

推進に加え、取引の適正化につきましても、格別のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

県といたしまして、「県液化石油ガス販売事業者指導要綱」に基づき、より実効性のある指導を行ってまいります。具体的には、販売店の保安器具設置率に数値目標を設け、その達成に向けた取組を促進することにより、保安活動の一層の充実・強化を図ってまいりたいと考えております。

本年も、貴協会と県が一層連携を深め、LPガスの安定供給と保安の確保に取り組んでまいりたいと存じますので、今後とも御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。終わりに、貴協会の益々の御発展と、会員の皆様の御健康、御活躍を祈念いたしまして、就任の挨拶とさせていただきます。

令和8年度 高圧ガス担当者紹介

愛媛県・新居浜市消防本部・松山市消防局の人事異動により、高圧ガス担当者の異動がありましたので、お知らせいたします。(液石担当者は太字で明記)

(県庁・東予地方局・中予地方局・南予地方局)

所	属	職名	氏名	電話	FAX
県消防防災安全課	庁	課長	吉田 智彦		
		主幹	中矢 裕之		
		保安係長	富士 博道	089-912-2320	089-941-0119
		主任	清水 友樹		
		主任	白石 雅弘		
東予地方局	局	主任	清水 政臣		
		室長	西山貴久哉		
		交通安全係長	伊藤 文	0897-56-1300 (代表)	0897-56-3731
		主任	那須 勇汰		
		室長	福田 貴徳		
中予地方局	局	主幹	浅海 耕司	0898-32-3732	0898-24-1586
		担当係長	森 大地		
		主任	藤原 昂己		
		室長	小池 哲		
		防災対策係長	渡部 真也	089-909-8750	089-913-1140
南予地方局	局	担当係長	森田 貴		
		主任	三原 太陽		
		室長	齋藤 寛之		
		係長	橋本 真一		
		主任	三好 真生	0895-28-6103	0895-22-0576

所	属	職名	氏名	電話	FAX
南予地方局	八幡浜市総務室	室長	權田典三	0894-24-5288	0894-24-6271
		主幹	清水潤		
		防火対策係長	山中綾子		
		主事	新田奈穂		
(新居浜市消防本部)					
予防課		職名	氏名	電話	FAX
		課長	宮武太郎	0897-65-1342	0897-34-1189
		副課長	伊藤真士		
		保安係長	藤田圭祐		
主任	豊嶋圭太				
(今治市消防本部)					
予防課		職名	氏名	電話	FAX
		消防長	新田康雄	0898-32-2751	0898-32-0119
		課長	野間莊史		
		課長補佐	砂田知彦		
危険物係長	青井孝文				
消防副士長	藤原直弘				
(松山市消防局)					
所属		職名	氏名	電話	FAX
		消防局長	川崎正彦	089-926-9217	089-926-9163
		課長	中西則之		
		主幹	吉富佳門		
主任	丹生谷貴和				
主事	武智正浩				
消防副士長	井手捷人				

令和7年度第5回理事会

1. 日時
令和8年3月10日(火) 14:00～15:30
2. 場所
松山市男女共同参画センター 視聴覚室A・B
松山市三番町六丁目4番地20 TEL089-943-5776

3. 理事・監事の現在数及び出席理事・監事の氏名等
- | | | | |
|------------|-----|------|-----|
| (1) 理事数 | 26名 | 出席理事 | 19名 |
| (2) 監事数 | 2名 | | |
| (3) オブザーバー | 1名 | | |

4. あいさつ

妹尾会長より開会挨拶。

LPガス適正化に向けた制度改正について、資源エネルギー庁の取り組み状況と今後の方向性についての報告があった。通報フォームの身を精査しないと次の手がうてないことから、今回算化して外部にアウトソーシングしLPG取引適正化アドバイザーが1月末に設置された。全し協の流通委員会において、資源エネルギー庁から業者に対する紹介料の具体的数値が出たことについて、将来に向けて無くしていく主旨で設定された制度改正であり、そうした数字を表明することは好ましくない旨の説明があった。

三部料金制について、販売業者が説明できるようにする手法は、固定資産台帳に記載されているか否かであり、台帳に基づいた形で計算されるのが好ましい状態であるとの見解であった。

自主取組宣言は、12月末において宣言率40%であり、四国では本県が最も高いが、支部別でみると大きく格差がある。特に理事においては3割の方が未宣言である。これは協会あげての方針であり強く協力を要請した。

5. 報告事項

- ① 令和7年度予算執行状況について
- 資料に基づき事務局より報告があった。

- ② 部会報告

総務部会	得能祐治部会長
保安部会	亀岡明彦部会長
需要開発部会	森和幸部会長
流通部会	越智浩部会長
青年部会	越智元部会長 (オブザーバー出席)

資料に基づき部会長より報告があった。

6. 審議事項

- 第1号議案 令和8年度事業計画(案)及び予算(案)について
- 事業計画(案)について妹尾会長より方針説明を行った。
予算(案)について資料を基に事務局より説明を行った。

異議なく承認された。

8. その他
- 事務局より、令和7年度第2回LPガス料金高騰対策についての説明があった。

15:30 開会した。

第48回通常総会のご案内

(一社)愛媛県LPガス協会第48回通常
正会員の皆様には、案内状並びに出欠
ハガキ(委任状)、総会資料を後日送付
いたします。

なお、開催日時、場所につきましては
次のとおりです。

1. 日時
令和8年5月28日(木)
午後1時30分より

2. 場所
リジエール松山 (JIA愛媛会館)
松山市南堀端町
8階 クリスタルホール

委員代表者以外の方が出席された場合、委任状を受けていないと議決権行使することができなくなっておりますので、十分ご注意ください。

委任を受けている場合でも、委任する方が会員代表者である必要があります。

- 第2号議案 令和8年度協会役員候補者について
- 資料を基に事務局より説明を行った。
- 役員候補者名簿のとおり、理事候補者22名及び監事候補者2名の合計24名の役員候補者の推薦に併せて会長選出地区理事枠1名と会長推薦理事枠2名を推薦する。

異議なく承認された。

- 第3号議案 諸規程の見直しについて

資料を基に事務局より説明を行った。

『災害対策積立金に関する規程』の一部を見直した。

- 予算をもって積立金目標額に達するまで毎年計上する

異議なく承認された。

『旅費規程』の主な見直し内容

- 出張旅費から、県内日当を削除
- 日帰り出張において、特定の交通用具や有料道路を利用しないと往來が困難な場合においては、領収書をもって費用を精算する。

異議なく承認された。

『経理規程』の主な見直し内容

- 出納管理において、支部会計責任者は、会員代表者とする。
- 購買及び支払規制において、協会(支部含む)が会員事業者と取引を行う場合には、理事会の承認を受けなければならない。

異議なく承認された。

『支部監査報告規程』の主な見直し内容

- 文言の是正、適正表現への変更、実態に即した形への変更で、小口現金扱いを実態に即したもののへの変更として、なお書き以降の一部条文削除

異議なく承認された。

『文書規程』の主な見直し内容

- 文言の是正、適正表現への変更、実態に即した形への変更で、紙ベースから電子媒体への変更表記

異議なく承認された。

- 第4号議案 青年部会委員の選任について

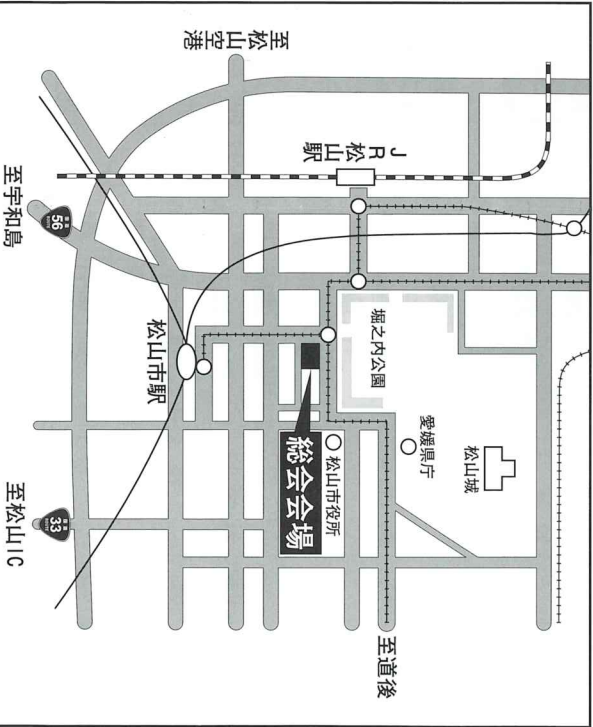
資料を基に事務局より説明を行った。

異議なく承認された。

7. その他事項

- ① 各種表彰の推薦候補者について
- ② 会員の動向について
- ③ 役員賠償保険の付保について
- 資料を基に事務局より説明を行った。

異議なく承認された。



液化石油ガス安全高度化計画2030改訂及びLPガス安心サポート推進運動の実施について

LPガスの保安確保に関する基本方針である「液化石油ガス安全高度化計画2030」は、2026年に中間評価（策定後5年）を迎え、計画の改訂が行われました。

本計画は、2030年に向けて死亡事故ゼロを目指し、国、自治体、LPガス事業者、消費者等が連携して保安の高度化を図るものです。

■これまでの取組と現状（中間評価）

これまでの取組により、死亡事故は年0～1件程度で低水準を維持している一方で、人身事故については目標（25件未満）を上回る状況が確認されています。

また、事故分析の結果、以下の課題が明らかとなっています。

- ・消費者の誤使用（点火ミス・不適切使用）による事故
 - ・設備の経年劣化や作業ミスによる事故
 - ・他工事によるガス管損傷事故の増加
 - ・業務用施設における事故の割合が高い
- 特に、**他工事故は増加傾向（約70件／年）**であり、重点対策が必要とされています。

■社会環境の変化と新たなリスク

- 計画改訂にあたり、以下の環境変化が重要視されています。
 - ・高齢化の進展による保安リスクの増加
 - ・人手不足による保安体制への影響
 - ・デジタル技術（AI・IoT）活用の進展
 - ・自然災害の激甚化・頻発化
- これらを踏まえ、スタート保安の推進や体制強化が求められています。

■2026年度以降の主な取組（方向性）

改訂後の計画では、以下を柱として取組が進められます。

- ・事故分類ごとの重点対策の強化
 - ・関係主体の連携強化
 - ・保安人材の育成
 - ・消費者への安全教育・啓発の充実
- また、アクションプランとして、CO中毒防止、ガス漏えい対策、設備管理、災害対策等を体系的に推進することとされています。

■LPガス安心サポート推進運動（令和8年度～）

本計画と連動し、業界の自主保安運動として**「LPガス安心サポート推進運動」**が令和8年度より新たに実施されます。

【運動期間】

令和8年度から5年間

【目標】

- ・死亡事故：0～1件未満／年
- ・人身事故：25件未満／年

【重点取組事項】

- ・業務用施設ガス警報器連動遮断の推進
 - ・業務用換気警報器の設置促進
 - ・他工事故防止対策
 - ・質量販売に係る事故防止対策（※新しく重点取組事項に追加）
- なお、従来の運動からは、「軒先容器の流出防止対策」等が整理され、重点項目の見直しが行われています。

■会員事業者の皆様へ

会員事業者の皆様におかれましては、計画改訂および本運動の趣旨を踏まえ、

- ・法定点検・調査の確実な実施
 - ・設備の維持管理および期限管理の徹底
 - ・消費者および工事関係者への周知強化
 - ・業務用施設への安全対策の重点実施
- など、引き続き自主保安活動の強化をお願いいたします。

■当協会の対応

当協会においては、本計画及び推進運動を踏まえ、保安部会において具体的な対応方針を協議し、会員の皆様への周知を図ってまいります。

詳細につきましては、当協会ホームページに掲載しております。標記資料をご確認ください。

令和7年度愛媛県高圧ガス保安講習会（概要）

【1. 開催概要】

令和7年度愛媛県高圧ガス保安講習会が開催され、関係機関より法令改正、事故状況、災害対応等について説明が行われた。

【2. 主な説明内容】

【(1) 法令改正】

- ・保安検査の方法を定める告示の改正
- ・各種保安規則（冷凍・液石・一般・コンテナ）の改正
- ・適達および事故対応要領の改正
- ▶今後の保安業務への確実な反映が必要

【(2) 大規模地震対応】

- ・危害予防規程に基づく対応の重要性
- ・地震・津波浸水想定の見直し（令和7年）
- ・能登半島地震の事故事例
- ▶県HPに被害想定図を掲載（詳細は個別提供可）

【(3) 事故発生状況（令和7年）】

- ・事故件数：全国745件（県内9件）
- ・死者2件／負傷43件（県内1件）
- ・喪失・盗難：全国43件（県内0件）
- ※LPガス容器盗難：3件
- ▶県内は「漏えい・噴出」が中心

【3. 主な注意事項（重要）】

【◆法令・基準】

- ・「方法の基準」違反による事故が増加
- ・危害予防規程の遵守徹底

【◆点検・記録】

- ・制限値未記載（圧力・温度）
- ・自主検査記録の更新不足
- ▶記録不備の指摘が多数

【◆通報体制】

- ・監督官庁の記載漏れ
 - ・電話番号誤り
 - ・通報遅延事例あり
 - ▶連絡体制の再確認が必要
- 【◆事故防止】
- ・切断作業時の爆発事故発生
 - ・漏えい事故で通報遅延→行政指導

【◆設備・備品】

- ・消火器の更新未対応
- ・車両用消火器の未搭載
- ・工具未携帯（運搬時）

【4. 行政からの主な指摘】

- ・バルブ表示の劣化（塩害対策）
- ・通報設備の取扱い不備
- ・設備材料の確認不足
- ・ローリー車両管理の不備

【5. まとめ（重要ポイント）】

- ✓法令改正の確実な把握
- ✓日常点検・記録の徹底
- ✓通報体制の見直し
- ✓事故時の迅速対応
- ▶基本事項の徹底が事故防止の鍵

※講習資料は愛媛県ホームページに掲載されています。詳細は下記URLまたはQRコードよりご確認ください。
<https://www.pref.ehime.jp/page/130474.html>



貨物自動車運送事業法改正に関するQ&A（詳細解説）

（令和8年4月1日施行）

1. はじめに
令和8年4月1日より、貨物自動車運送事業法の一部改正が施行されました。

本改正のポイントとは、無許可で有償運送を行う事業者だけでなく、運送を委託した側（荷主）にも責任が及ぶようになったことです。

LPガス事業においても、配送センターや外部委託を利用している場合は、自らが「委託者」としての責任を問われる可能性があるため注意が必要です。

2. 基本ルール（改めでの確認）

以下の条件に該当する場合は、貨物自動車運送事業の許可が必要です。

他人の需要に応じて有償で自動車を使用して貨物を運送する場合

→許可（いわゆる緑ナンバー）が必要

このルール自体は従来から変更ありません。

3. 今回の改正のポイント

今回の改正で追加された重要事項は次のとおりです。

無許可で有償運送を行う事業者

→従来どおり違法

加えて

→その運送を依頼した側（委託者）も処罰対象となる

4. LPガス事業者への影響

LPガス販売事業者は、以下のような場面で該当する可能性があります。

配送センターへボンベ配送を委託している

卸事業者へ配送を任せている

外部業者へ配送を依頼している

→上記の場合、

委託先が違法な運送を行っていたれば、委託者側にも責任が及ぶ可能性あります。

性があります。

5. Q&A（実務での判断ポイント）

Q1 白ナンバートラックは販売業者に影響がありますか？

A1

影響があります。

令和8年4月1日以降は、無許可で有償運送を行う事業者に運送を委託した場合、

→委託者も処罰対象となる可能性があります。

Q2 白ナンバートラックの配送センターに任せても問題ないか？

A2

そのまま任せるのは危険です。

以下の確認が必要です。

・有償で他人の貨物を運送していないか

・運送事業の許可が必要な形態になっていないか

→適法な運用であることを事前に確認する必要があります。

Q3 今回の改正は白ナンバー規制の強化か？

A3

規制内容自体は変わっていません。

無許可の有償運送は従来から違法

今回の改正は

→委託者側にも責任を拡大したものの

Q4 トラックが5台未満なら問題ないか？

A4

台数だけでは判断できません。

一般貨物運送事業は原則5台以上が許可基準

ただし

→有償運送であれば許可が必要という考え方は同じ

※ 島しょ部は特例あり（運輸支局へ確認）

Q5 配送料を取らず、充填料のみ請求している場合は対象外か？

A5

名目ではなく実態で判断されます。

運送の対価とみなされる場合

→有償運送と判断

→許可が必要となります。

Q6 白ナンバーでLPガス以外（米・水など）も配送している場合は？

A6

有償かどうかで判断されます。

他人の貨物を有償で運送

→許可が必要（緑ナンバー）

自社貨物のみ

→白ナンバーで可

6. 現場での確認ポイント（重要）

今後、LPガス事業者が必ず確認すべき事項

■委託前チェック

運送事業の許可を取得しているか

白ナンバー運用の場合の業務内容

有償運送に該当していないか

■契約・運用の確認

配送費の有無・名目

実質的に運送対価が含まれていないか

委託範囲（どこまで任せているか）

■注意点

「昔からこの形でやっている」は判断基準にならない

「他社もやっている」も根拠にならない

→最終的な責任は委託者にも及ぶ

7. まとめ

無許可の有償運送は従来から違法

今回の改正で

→委託者（LPガス事業者）も責任対象に追加

■最も重要なポイント

✓白ナンバーかどうかではなく

→「有償で他人の貨物を運んでいるか」で判断

✓今後は

→委託先の適法性確認が必須

LPガス事業者にとっては、単なる法改正ではなく、日常業務に直結するリスク管理の問題です。

「任せているから問題ない」ではなく、

→確認したうえで委託することが必要です。

連休中のLPガス配送・保安業務の安全確保について

連休期間中は、LPガスの配送・点検をはじめ、お客様からの呼び出しなど、予期せぬ対応が必要となる場合があります。

その際は細心の注意を払い、安全確実な業務の実施をお願いいたします。

また、お客様から配送のご要望がある場合でも、可能な限り連休期間中の対応は避けるようご案内ください。

都市ガスへの切替等についても、工事日程の事前案内の際には、できるだけ連休期間を避けていただくようお願いへお伝えください。

さらに、配送業務においては時間に余裕を持った運転を心掛け、配送車両の点検事項や配送時の注意点、非常時の対応について事前に十分確認してください。

配送中は道路交通法を遵守し、安全運転の徹底をお願いいたします。

LPガスは取扱いを誤ると重大な事故につながるおそれがある

あります。
その危険性を十分に認識し、細心の注意を払って配送業務に従事していただきますよう、改めてお願いいたします。

四国ガス(株)との転換情報

（2026年3月転換処理分）

項目 地区	LPガスから LPガスへ 転換	四国ガスから LPガスへ 換	差 四国 ガス へ 換	引き 換 された 計
今 治	2	0	2	4,713
松 山	5	0	5	12,343
宇 和 島	1	0	1	3,148
計	8	0	8	20,204

※累計は昭和58年8月転換協定以降の数

4月16日(水)
決算監事監査
4月21日(水)
第1回理事会



協会日誌

（一社）愛媛県LPガス協会
（ト）男女共同参画推進センター